

沿道景観形成地区内における公共事業等の技術指針

工事種別	項目	基準		
		国道307号		
1. 道路、河川、農道・用水路等、砂防・治山、林道等および公園・緑地等の工事	(1) 緑の保全および緑化	道路	ア	樹姿または樹勢が優れ良好な景観を形成している樹木は、原則として伐採せず、事業に特に支障のあるものは、移植の適否を判断し、可能なものはできるだけその周辺に移植するものとする。やむを得ず伐採を行う場合は、原則として代替措置（植栽等）を講じる。
			イ	歩道には、潤いや落ち着きのある憩いの空間を造りだすため、可能なかぎり連続した植樹帯を設け街路樹等で緑化を図る。
			ウ	街路樹は、相当区間において樹種および配置などを変えることなく、まとまりのある道路景観となるよう配慮する。
			エ	街路樹は、樹種や周辺景観に応じて、可能な限り自然樹形を保持させる等緑豊かな道路景観となるよう配慮する。
			オ	植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。
			カ	植栽は、地域の特色を生かした樹種や花木により季節感を考慮したものとす。
			キ	道路のり面は、緑化（芝、低木等の植栽）を図る。やむを得ずモルタル吹付け等をする場合は、できるだけ小規模にとどめる。
		ク	上記の外は、道路緑化技術基準による。	
		河川	ア	事業に支障のある樹木を除去する場合には、樹姿または樹勢が優れ良好な景観を形成している樹木は、移植の適否を判断し、可能なものはできるだけその周辺に移植するものとする。
			イ	河川景観を特徴づけている良好な竹林等で事業に支障のないものは、できるだけ保全に努める。
			ウ	堤防のり面は、緑化（芝等の植栽）を図る。
		農道、用水路等	ア	樹姿または樹勢が優れ良好な景観を形成している樹木は、原則として伐採しない。やむを得ず伐採を行う場合は、原則として代替措置（植栽等）を講じる。
			イ	農道、用水路等のり面は、できるだけ緑化（芝、低木等の植栽）を図る。
		砂防、治山、林道等	ア	樹木等の伐採は、少なくするよう配慮する。
	イ		のり面は、緑化（芝・低木等の植栽）を図る。やむを得ずモルタル吹付け等をする場合はできるだけ小規模にとどめる。	
	ウ		堰堤や護岸の周囲には、樹木等による修景緑化を図る。	
	公園、緑地等	ア	樹姿または樹勢が優れ良好な景観を形成している樹木は伐採せず、事業に特に支障のあるものは、移植の適否を判断し、可能なものはできるだけその周辺に移植するものとする。	
		イ	植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。	
		ウ	植栽は、地域の特色を生かした樹種や花木により季節感を考慮したものとす。	
		エ	植栽は、樹種の構成および樹木の配置について、立体的な変化を与えるよう配慮する。	
		オ	道路等と接する公園の周辺部には、下枝の繁茂しない高木あるいは低木等を植栽し、外部からの見通しを確保できるよう配慮する。	
		カ	のり面は、緑化（芝、低木等の植栽）を図る。	
	(2) 護岸	ア	石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はできるだけこれを模したものとす。	
		イ	人々が河川に憩える場所では、景観に配慮するとともに、主として階段、緩勾配等の親水護岸とする。	
		ウ	農地における幹線水路の護岸は、可能な限り石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したのや緑化護岸等とする。	
	(3) 擁壁	ア	高さは、可能な限り低いものとする。	
		イ	石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとす。これらを用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じる。	
	(4) 樋門等	ア	形態、意匠および色彩に配慮し、周辺景観との調和が得られるものとする。	
		イ	周囲には、可能な限り土地を確保し、常緑の樹木による修景緑化を図る。	
	(5) 橋梁等	ア	形態、意匠等は総体的に工夫し、できるだけ地域性を生かしたものとす。	
		イ	色彩は、高彩度をさけ、落ち着いたものとする。これにより難しい場合は、周辺の色調や規模に留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮する。	
		ウ	橋台の周辺は、可能な限り修景および緑化を図る。	
		エ	公園等や農地における小規模な橋りょうは、自然素材を用い、これにより難しい場合はできるだけこれを模したものとす。	
(6) 防護柵	ア	車両の路外逸脱防止等の防護さくは、必要最小限とする。設ける場合は、その形態、意匠および色彩について配慮し、周辺景観との調和が得られるものとする。		
	イ	歩行者の横断防止の防護さくは、できるだけ植樹帯とする。これにより難しい場合は、その形態、意匠および色彩について景観的な配慮をする。		

1. 道路、河川、農道・用水路等、砂防・治山、林道等および公園・緑地等の工事	(7) 垣、さく	ア	なるべく高さの低いもの、あるいは透視性の高いものとする。	
		イ	生垣や自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとす。これらを用いることができない場合は、形態および意匠について工夫するとともに、色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和が得られるものとする。	
	(8) 歩道等	ア	舗装は、景観上特に配慮すべき区間にあつては、各々の機能に応じ石材等の活用やカラー舗装等により景観の向上を図る。	
		イ	植樹ます等の縁石は、石材等を活用し、色彩は落ち着いたものとする。	
		ウ	設置数や設置場所の適正化を図り整理統合に努めるとともに、統一性をもたせる。	
	(9) 標識等	イ	形態、意匠および色彩は、周辺景観との調和が得られるものとする。	
		ウ	公園等では、自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとす。これらを用いることができない場合は、形態および意匠について工夫するとともに、色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和が得られるものとする。	
(10) 照明施設		形態および意匠について工夫するとともに、色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和が得られるものとする。		
(11) 防音壁		修景緑化を図る。これにより難しい場合は、形態、意匠および色彩を工夫し、周辺景観との調和に配慮する。		
(12) 公園等の遊戯施設	ア	形態、意匠、素材および色彩について景観的な配慮をする。		
	イ	特異な形態、意匠またはけげげしい色彩等周辺景観と著しく不調和となるものはさける。		
2. 木竹の伐採（1に掲げる工事以外）	ア	伐採は、可能な限り小規模にとどめる。		
	イ	樹姿または樹勢に優れた樹木は、できるだけ伐採せず移植の適否を判断し、可能なものはその周辺に移植する。		
	ウ	高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しない。		
3. 公共建築物等の新築、改築または増築	(1) 建築物（附属する門、へいを除く。）	敷地内における位置	ア	敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置する。
			イ	建築物の外壁は、国道307号の道路敷（以下「道路」という。）側の敷地境界線から、可能な限り多く後退する。特に、道路から2メートル以上後退する。ただし、当該建築物等の機能等を勘案し、景観形成上支障がない場合（大規模建築物を除く。）等は、この限りでない。
	形態	ウ	樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配置する。	
		ア	全体的にまとまりのある形態とし、周辺景観との調和に配慮する。	
		イ	周辺の建築物の多くが切妻、入母屋等の形態の屋根をもった地区または周辺に山りょうもしくは樹林地がある地区では、原則として、適度な軒の出を有する勾配屋根を設ける。	
	意匠	ウ	屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとす。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図る。	
		ア	平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮する。	
		イ	大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。	
	色彩	ウ	周辺の建築物の多くが、伝統的な様式の建築物で形成された地区では、できるだけ周辺の建築物の様式を継承した意匠とする。	
		エ	信楽市街地では、陶器の町にふさわしい商業業務地として、落ち着いた風格ある雰囲気を感じさせる意匠とする。	
		ア	信楽市街地では、けげげしい色彩を基調とせず、その他の地域では、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図る。	
	素材	イ	色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮する。	
		ウ	周辺に山りょうまたは樹林地がある地域で周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、周辺の色調や規模に留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮する。	
		ア	周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。	
		イ	冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避ける。	
		ウ	周辺に山りょうまたは樹林地がある地域ではできるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとす。これらを用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮する。	
	エ	伝統的な様式の建築物で形成された地区では、できるだけ周辺の建築物と同様の素材とする。		
オ	信楽市街地では、地域性のある素材の活用に努める。			

3. 公共建築物等の新築、改築または増築	(1) 建築物（附属する門、へいを除く。）	敷地の緑化措置	ア	敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じる。
			イ	大規模建築物の敷地の緑化面積は、原則として、敷地面積の20%以上とする。
			ウ	道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努める。
			エ	建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。
			オ	大規模建築物が周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮する。
			カ	植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。
	(2) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの	ア	周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とする。	
		イ	周辺に山りょうまたは樹林地がある地域における建築物の敷地では、樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとす。	
		ウ	道路に面して設ける場合は、可能な限り樹木（生垣）とする。	
	エ	色彩は、落ち着いたもので周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。		
		ア	周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、色彩は、落ち着いたものとする。	
	(4) 擁壁	ア	高さは、可能な限り低いものとする。	
		イ	石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとす。これらを用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じる。	
			※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。	
			※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。	
			※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。	
			※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。	
			※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。	
			※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。	
		※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。		
		※国道307号沿道景観形成地区における景観形成基準に準じる。		
4. 公共建築物等の移転、外観の模様替えおよび色彩の変更	ア	公共建築物等の移転は、それぞれ該当する公共建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の技術指針による。		
	イ	公共建築物等の外観の模様替えは、それぞれ該当する公共建築物等の形態、意匠および素材の技術指針による。		
	ウ	公共建築物等の外観の色彩の変更は、それぞれ該当する公共建築物等の色彩の技術指針による。		
5. 公共事業による屋外における物品の集積または貯蔵	ア	道路側の敷地境界線から、可能な限り多く後退する。特に、道路から2メートル以上後退する。		
	イ	遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。		
	ウ	建設工事等にかかる資材等の集積または貯蔵は、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じる。特に、道路に面する部分は、必要に応じ常緑の中高木で遮へい措置を講じる。		
	エ	植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。		
6. 公共事業による鉱物の掘採または土石類の採取	ア	外部からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じる。特に、道路に面する部分は、採取区域内の自然地形を終掘まで周辺に残置させ、または、常緑の中高木で遮へい措置を講じる。		
	イ	跡地の整正を行うとともに、緑化措置（芝、低木または中高木の植栽）を講じる。		
7. 公共事業による水面の埋立て	ア	のり面は、緑化（芝等の植栽）を図る。		
	イ	上記以外は、1(2)護岸の技術指針による。		
8. 公共事業による宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更（1に掲げる工事に適用する。）		のり面は、緑化（芝、低木等の植栽）を図る。これにより難しい場合は石材等の自然素材を用い、これらを用いることができない場合は、できるだけこれを模したものとす。		